○農林水産省告示第七百三十七号

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を次のように定める。

平成二十二年五月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の地域の欄に掲げる地域とし、当該地域に係る同項の農林水産大臣が定める月齢は、それぞれ同表の月齢の欄に掲げるとおりとする。

地域	月齢
熊本県	満四月
大分県	満四月
宮崎県	満四月
鹿児島県	満四月

○農林水産省告示第七百三十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、社団法人奈良県植物防疫協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年四月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

変更前の事業所の所在地	奈良県奈良市登大路町　奈良県橿原市四条町八十三十番地
変更後の事業所の所在地	奈良県橿原市四条町八十八番地

○農林水産省告示第七百三十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人日本生態系農業協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年四月十五日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

変更前の事業所の所在地	東京都江戸川区北葛西四丁目一三番一七号　東京都港区東新橋二丁目十番十号東新橋ビル二階
変更後の事業所の所在地	東京都港区東新橋二丁目十番十号東新橋ビル二階

○農林水産省告示第七百四十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十二年五月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録年月日及び登録番号
　平成十八年十月二十日　第八十号
二　登録認定機関の名称及び住所
　社団法人京都府畜産振興協会　京都府京都市南区東九条西山王町一番地
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　地鶏肉
四　登録の有効期間満了日
　平成二十二年十月十九日

○国土交通省告示第五百号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

附則第三項の表二の項中「一・七パーセント」を「一・八パーセント」に、同表三のロの項中「一・七パーセント」を「一・八パーセント」に、同表四の項中「一・七パーセント」を「一・八パーセント」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十九条第一項の規定により、次の登録試験機関の登録をしたので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年五月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日
　平成二十二年四月一日
(2)　登録番号
　国土交通大臣 11
(3)　登録試験機関の氏名又は名称
　ビューローベリタスジャパン株式会社
(4)　住所
　神奈川県横浜市中区山下町一番地
(5)　代表者の氏名
　佐々木泰介
(6)　登録の区分
　平成十七年国土交通省告示第九百二十二号第一項第一号に掲げる区分
(7)　試験の業務を行う事務所の所在地
　東京都新宿区西新宿一丁目二十二番二号
(8)　試験員の氏名
　芳村　学、源栄　正人、緑川　光正、倉本　洋、島﨑　和司、陶器　浩一、大森　博司、堤　和敏、林原光司郎
(9)　役員の氏名
　佐々木泰介、鈴木　雅幸、﨑山　一茂、吉村正道、小出　雄之、川越　茂幸、永井　明、チェンヨットタン、天木　豊
(10)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　川越　茂幸

○国土交通省告示第五百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年五月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日
　平成二十二年四月十四日
(2)　登録番号
　国土交通大臣 26
(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社　ジェイ・イー・サポート
(4)　住所
　広島県広島市中区小町二番三十号
(5)　代表者の氏名
　石山　講
(6)　登録の区分
　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
　広島県広島市中区小町二番三十号
　東京都千代田区内神田一丁目九番十二号
　北海道札幌市北区北七条西二丁目六番地
　広島県呉市西中央一丁目四番十九号
(8)　法第十三条の評価員の氏名
　山手　拓、新宅　快野、早水　文子、続木　英二、佐東　政明、樋口　憲之、相本　美子、本田　実、野間　善治、長谷部章則、井内絵美子、角田　宗士、由良　健一、山形　邦男、永野　利雄、豊田　充
(9)　役員の氏名
　石山　講、本田　実、新宅　快野、原本　修二、野間　善治、森　郁雄、谷川　行男
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　原本　修二、野間　善治
(11)　評価の業務を行う区域
　日本全域（東京都、新潟県及び沖縄県の島嶼部を除く。）

○海上保安庁告示第百三十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年五月十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰